

その他の助成・割引・減免・免除

精神障がい者社会復帰施設等通所交通費支援事業

対象となる施設に定期的に通所する障がいのある方や難病患者等に、通所にかかる交通費の一部を助成することにより、身体機能や生活能力等の維持・向上を図り、社会参加や社会復帰を促進することを目的とします。

お問い合わせ

保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場庁舎1F） ☎ 72-2035

障害児通所支援事業所等通所交通費支援事業

在宅の障害がある児童に対し、障害児通所支援事業所等への通所に係る交通費を助成することにより経済的負担の軽減を図り、障害者福祉の増進に寄与することを目的とします。

お問い合わせ

保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場庁舎1F） ☎ 72-2035

有料道路（ETC）障がい者割引制度

自動車を身体障がい者が自ら運転、または重度の身体障がい者および知的障がい者が乗車しその移動のために介護者が運転する場合、有料道路の通行料金の割引を受けることができます。ETCを利用される場合も割引の対象になります。事前に役場保健福祉課またはオンラインでの申請が必要になります。

お問い合わせ

保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場庁舎1F） ☎ 72-2035

NHK 放送受信料料金割引制度

障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、NHK放送受信料の全額免除または半額免除を受けることができる場合があります。事前に役場保健福祉課で申請し、世帯の課税状況を確認した後、放送局へ免除の申し込みをします。

※ 毎年、NHKが市町村に対し資格調査（世帯全員の市町村民税課税状況の確認）を行い、そこで非該当になった場合は免除対象から外れることがあります。

お問い合わせ

保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場庁舎1F） ☎ 72-2035

住民税・所得税の控除

本人または同一生計配偶者、扶養親族が障がい児（者）の場合、申告により住民税、所得税の軽減措置が受けられる場合があります。詳しい内容については、お問い合わせください。

お問い合わせ		
住民税に関すること	住民課 町税グループ （役場庁舎1F）	☎ 76-2130
所得税に関すること	国税相談専用ダイヤル	☎ 0570-00-5901 音声ガイダンスで ①所得税を選択してください

自動車税等の減免

一定の要件を満たす自動車について、申請によって軽自動車税種別割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割・自動車税環境性能割が減免になります。

1人の障がい者につき、軽自動車税種別割の減免と自動車税種別割の減免を重複して受けることはできません。詳しい内容については、お問い合わせください。

お問い合わせ		
軽自動車税種別割に関すること	住民課 町税グループ （役場庁舎1F）	☎ 76-2130
上記以外に関すること	札幌道税事務所自動車税部	☎ 011-746-1190